

団体扱自動車保険のご案内

トータルアシスト自動車保険

現在のノンフリート
等級別割増引率適用後
さらに

団体扱
割引 **13.5%適用!!**^{*1}

*1 団体扱割引は13.5%は、保険期間の始期日が2025年12月1日から2026年11月30日までの契約に適用されます。割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。

記名被保険者や車両所有者が、
ご契約者の同居の親族等の場合
でもご契約いただけます。

ご契約者または
ご契約者の
配偶者

ご契約者または
その配偶者の
同居の親族

ご契約者または
その配偶者の
別居の扶養親族



現在のノンフリート等級も継承されます。

他の保険会社、J A共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。

《団体扱の対象となる方》ご契約者は愛知県(名古屋市を除く)の公立小中学校に勤務する愛知県費負担教職員様に限ります(ただし、再任用職員及び期限付・臨時的任用職員は除く)。なお、退職者の方が新規に団体扱制度にご加入いただくことは出来ません。在職中から当団体の団体扱制度を通じて保険にご加入の方のみ退職後もご加入いただけます。記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合に、ご契約いただけます。

※配偶者の定義についての詳細は、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



ご注意

■保険料の口座振替不能が発生したにもかかわらず振替日の翌月末までに集金されなかった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■本制度の対象となる退職者の範囲には制限があります。詳細は代理店までお問い合わせください。

■トータルアシスト自動車保険は、ご契約のお車が主な自家用車*2の場合にご契約いただけます。

ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車の場合等には代理店までお問い合わせください。

*2 主な自家用車とは、お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車〔普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪〕、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

「トータルアシスト自動車保険」は、総合自動車保険のペットネームです。このチラシは自動車保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)でご参照いただくか、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先	【代理店】	【保険会社】
		東京海上日動火災保険株式会社